

平成 26 年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定結果について

平成 28 年 1 月
岩手県環境生活部環境保全課

1 自主測定結果の概要

平成 26 年度の自主測定結果は、表 1 のとおり、ダイオキシン類対策特別措置法の対象施設全 114 施設のうち、廃止、休止等で報告を要しない 27 施設を除き、稼働中のすべての施設（大気基準適用 86 施設、水質基準適用施設 1 施設）から報告があり、1 施設において大気排出基準を超過しました。

表 1 自主測定結果報告状況（排出ガス・排出水）

特定施設種類	施設数	報告対象施設数	基準超過施設数	備考
大気基準適用施設	110	86	1	廃止、休止等で報告を要しない施設は 27 施設
水質基準適用施設	4	1	0	
合計	114	87	1	

2 超過施設への対応状況

超過した施設（表 2）については、自主測定による排出基準超過判明後、施設の稼働を休止し、二戸保健福祉環境センターより施設の改善を指導しました。

改善後の再測定で排出基準に適合したことを確認し、現在は稼働を再開しております。

なお、この基準超過による生活環境保全上の支障はありません。

表 2 排出ガスに係る排出基準超過施設

（単位：ng-TEQ/m³N）

事業場名	所在市町村	特定施設種類	測定結果（測定月）		基準値
			改善前	改善後	
千葉東農場	一戸町	廃棄物焼却炉	7.6 (H26.12)	0.91 (H27.2)	5

[参考] ダイオキシン類対策特別措置法に基づく自主測定について

ダイオキシン類対策特別措置法第 28 条の規定により、特定施設（廃棄物焼却炉等）の設置者には、排出ガス、排出水及びばいじんに含まれるダイオキシン類を測定し、その結果を県知事に報告することが義務付けられております。